

新婚生活を応援します

企画政策課 ☎・有(582)1162 FAX(582)0539

経済的理由で結婚に踏み出せない世帯を対象に、住居費、引っ越し費用およびリフォーム費用の一部を助成します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。上記へお問い合わせください。

☑ 下記のすべてに該当する世帯

- ・申請時、夫婦の両方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所(市内)である
- ・令和5年3月1日～令和6年3月31日に婚姻届を提出し、受理されている
- ・婚姻日現在、年齢が夫婦ともに39歳以下である
- ・令和4年分の夫婦の合計所得金額を合算した金額が、500万円以下(令和5年5月31日までに婚姻届が受理された場合は、令和3年分の合計所得金額)
- ・過去にこの補助金を受けたことがない
- ・夫婦のいずれも、市税などの滞納がない



補助対象経費(4月1日以降に発生した費用)

- ・住居費：結婚を契機に市内で物件を新築・購入または賃借する費用(家賃、敷金、礼金など)
- ・引っ越し費用：結婚を契機に市内の住宅へ引っ越しする際に、引っ越し業者または運送業者に支払った費用
- ・リフォーム費用：結婚を契機に市内の住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新などの工事費用

補助金額 1世帯当たり最大30万円

※夫婦ともに29歳以下で、2世代同居(新婚世帯とその親)の場合は最大60万円

☑ 上記へ申し込み(予算に達し次第、受け付けを終了します)。



ホームページ

自転車購入を補助します

商工観光課 ☎・有(582)1131 FAX(582)1166

4月1日以降の市内登録店舗での自転車購入費に、補助を行います。登録店舗や必要書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください。上記へお問い合わせください。



個人向け補助金

補助対象自転車	規格	補助金額(率)	条件
幼児同乗用自転車	(一社)自転車協会が定める「自転車協会認証」対象の自転車で、幼児が同乗できる座席を装備しているもの	上限7,500円 (20%)	申請時に満6歳未満の幼児と同居
シニア向け自転車	三輪自転車または(一社)自転車協会認証対象の自転車 ※シティサイクル自転車(ママチャリ)		申請時に満60歳以上
電動アシスト自転車	道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の3に定める基準を備えたもの	上限15,000円 (20%)	—
スポーツ用自転車	日本工業規格(JIS)D9111:2016の ・一般用自転車(スポーティ車)に分類されるもの ・スポーツ専用自転車に分類されるもの		購入費用75,000円以上

☑ 市内登録店舗で購入後、5月8日(月)から上記へ申し込み。

☑ 市内に本社・店舗などを置く事業者向け自転車購入補助金制度も、同時に受付開始します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- ・4月1日から道路交通法が一部改正され、すべての自転車利用者はヘルメット着用が努力義務となりました。車種を問わずヘルメットの着用に努めてください。



事業者向け補助金